

(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事監理業務委託
仕様書 (案)

業務概要

1. 業務名 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事監理業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター

(2) 敷地場所 伊勢崎市大手町 18 番地 1 ほか

3. 予定履行期間 令和 5 年 9 月下旬から令和 6 年 12 月 27 日 (金曜日) まで

なお、本業務について、(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設実施設計業務委託の受注者との随意契約予定とする。詳細については、協議によるものとする。

4. 対象建築物 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター

規 模：延床面積約 3,900 m² (計画面積)

工事種別：新築工事

5. 対象工事 (仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事

6. 予定工事概要

ア 建築工事

直接仮設 土工 鉄筋 コンクリート 型枠 鉄骨 防水 屋根及びとい 金属
左官・耐火被覆 金属製建具 (付属金物共) 硝子 塗装 内外装 外構 その他
産廃処分

イ 電気設備工事

幹線動力設備 電灯コンセント設備 照明器具設備 放送・I T V 設備
インターホン・情報設備 火災報知設備 撤去工事 発生材処理 その他

ウ 機械設備工事

空気調和設備 換気設備 自動制御設備 衛生器具設備 給水設備 排水設備
給湯設備 消火設備 その他

7. 工事監理の原則

受注者は、厳正かつ公正を旨とし、常に工事現場の状況を把握すると共に、工事内訳

書・図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）、請負契約書及び請負契約約款並びに建築基準法等関係法令に基づいて、誠意をもって工事監理にあたらなければならない。

8. 工事監理業務の内容

受注者は、建築、電気設備、機械設備工事に精通した技術者を工事現場に巡回させて監理を行う。その際の人員構成については、あらかじめ文書により提出し、承諾を受けるものとする。また、委託対象工事の請負契約約款、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び当該工事の特記仕様書、その他関係規定に定める下記の業務について、処理するものとする。

(1) 工事監理方針の説明等

(i) 工事監理方針の説明

工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。

(ii) 工事監理方法変更の場合の協議

工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等

(i) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。

(ii) 質疑書の検討

工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。

(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(i) 施工図等の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果の報告等

工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事受注者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。

なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合には、建築主及び工事施工者と協議する。

(6) 工事監理報告書等の提出

工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

(7) 請負代金内訳書の検討及び報告

工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。

(8) 工程表の検討及び報告

工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(9) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(10) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事受注者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。

- (ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等
工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
 - (iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合に当たっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
- (11) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
 - (12) 関係機関の検査の立会い等
建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、該当検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
 - (13) 現場、工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討、助言する業務
 - (14) 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル(最新版)により指示された提出書類の確認及び報告
(協議により、一部を除くことができる)
 - (15) 主管課において必要な各種根拠書類の作成
 - (16) 定例会議及び臨時会議の出席
 - (17) 関連工事の調整に関する業務
 - (18) その他主管課が必要とする事項
 - (19) その他工事監理に必要な業務
- 上記業務において、委託期間の終了後においても行われる場合も協力をする事。
(想定される業務：引渡しの確認、各種検査、完成図の確認業務等)

9. 工事書類の整備

- (1) 受注者は、工事着工から完成、引渡までに工事受注者より発注者に提出される工事書類について、適正に作成、整備されているかを事前に確認し、指導、作成の協力をしなければならない。
- (2) 受注者は、出来高検査等の中間時の検査及び完成時の検査において、工事受注者より上記書類が遅滞無く提出されるよう指導、作成の協力をしなければならない。
- (3) 受注者は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、土量など主要な資材について、積算数量と施工数量との確認を行い、その結果を文書にて報告し、承諾を受けなければならない。

い。

10. 工事監理者及び監理主任技術者の人員及び資格等

監理業務実施計画書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する工事監理者及び監理主任技術者を適切に配置した体制とする。

(1) 工事監理者

設計図書的设计内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する建築基準法第5条の6第4項に規定する工事監理者（以下「工事監理者」という。）を1名配置することとし、その要件を次によるものとする。

- ・工事監理者は（2）に示す監理主任技術者を兼ねることはできない。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）とする。
- ・公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- ・契約日以前に、受注者の組織と直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- ・建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

(2) 監理主任技術者

工事監理者の下に次表の分担業務分野に示す監理主任技術者を各1名配置すること。監理主任技術者の資格要件は次により、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者を配置するものとする。

- ・公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- ・建築監理分野に係る監理主任技術者は、一級建築士とする。
- ・監理主任技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。
 - ・建築監理と構造監理
 - ・電気設備監理と機械設備監理
- ・建築監理分野に係る監理主任技術者は、契約日以前に、受注者の組織と直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

- ・構造監理分野に係る監理主任技術者、電気設備監理分野に係る監理主任技術者、機械設備監理分野に係る監理主任技術者は、契約日以前に、受注者の組織もしくは協力事務所と直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- ・建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

※「監理主任技術者」とは、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

分担業務分野	業務内容
建築監理	平成31年度国土交通省告示第98号別添一第2項第一号及び第二号において示される工事監理の種類で、同第1項第二号ロ(1)における(1)総合に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
構造監理	同上(2)構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
電気設備監理	同上(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
機械設備監理	同上(3)設備(ii)から(iv)までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務

11. 工事受注者への指示並びに関与の禁止

- (1) 受注者は、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し必要な指示をすることができる。
- (2) 受注者は、原則として、工事受注者の決定に係る工事用材料及び機器の製作者(その施工者を含む。)の選択については、関与してはならない。

12. 設計図書等の疑義

受注者は、設計図書等に疑義が有るときは、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。

13. 受注者の立会い

受注者は、立会い事項について、工事が設計図書等の内容どおりに施工または製作されているかどうかを工事現場、製作所、試験研究所機関等において、それぞれの施工に立会い、確認し、結果を文書により報告し、監督職員の承諾を受けなければならない。

14. 受注者の確認

受注者は、工事の施工等に関する指示又は承諾した事項(監督職員が指示又は承諾した事項を含む。)及び設計図書等に示された事項が適正に処理されているかどうかを確認した結果を文書により報告し、監督職員の承諾を受けなければならない。

15. 受注者の検討・調査

受注者は、監督職員の指示、承諾、協議、確認、立会い又は手続等を必要とする事項については、あらかじめ設計図書等と照合し、内容が適正であるか否かを検討・調査し、結果を文書で報告の上、承諾を受けなければならない。

16. 受注者の報告

受注者は、文書により工事の施工等に関する状況及び結果を監督職員に報告し、承諾を受けなければならない。

17. 受注者の指導・伝達

受注者は、工事施工等に関し、監督職員が必要と認めた事項を工事受注者に指導または伝達しなければならない。

18. 受注者の指示・承諾

受注者は、監督職員の指示する事項のうち軽易な事項については、受注者において、指示または承諾することができる。

19. 設計図書の忠実な実現

受注者は、設計図書の内容を忠実に実現するよう努めなければならない。監督職員の指示によるもの以外は、施工図、又は現場段階での安易な変更のないよう監理しなければならない。

20. 品質管理

受注者は、現場での施工において品質管理に最も重点を置いた監理業務を行わなければならない。

21. 貸与品

本業務の実施にあたっては次のものを貸与する。

なお、受注者は、発注者又は監督職員から貸与を受けた図書及び物品等について、借用書を提出し、善良なる管理者の注意をもって、これを保管・使用しなければならない。

また、業務完了後はそれらを速やかに返却しなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）
- (2) 工事補足説明書（質疑回答書を含む。）
- (3) 設計図書
- (4) その他監督職員が必要と認める資料

22. 提出書類

受注者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 監理業務実施計画書
 - ・業務一般事項
 - ・業務工程表
 - ・監理業務組織表
 - ・監理技術者届及び経歴書
 - ・監理主任技術者配置表
 - ・受注者管理体制系統図
 - ・業務方針
 - ・その他必要な書類
 - ウ 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル（Ver.2020）に記載のある書類
 - エ その他必要な書類
- (2) 工事中
 - ア 監理業務報告書（翌月 3 日までに提出）
 - ・天気、気温
 - ・工事の概況
 - ・当月の主たる工事監理業務内容
 - ・業務人日数
 - ・立会写真等
 - イ 工事監理業務日報（特筆すべき事項があった場合）
 - ウ 工事現場巡回人員構成表（前月末日までに提出）
 - エ 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル（Ver.2020）に記載のある書類
- (3) 完了時
 - ア 業務完了報告書
 - イ 2 3 に掲げる書類・帳簿等
 - ウ 伊勢崎市建築課工事監理マニュアル（Ver.2020）に記載のある書類

23. 書類の整理

受注者は、次に掲げる書類・帳簿等を整理しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書（写）
- (2) 函面
- (3) 特記仕様書
- (4) 工事補足説明書（質疑回答書を含む。）
- (5) 実施工程表（週間または月間工程表、工種別工程表等を含む。）

- (6) 施工計画書（工種別施工計画書等含む。）
- (7) 工事受注者の工事日報及び月間工事工程報告書
- (8) 打合せ記録
- (9) 月間出来高報告書
- (10) 検査に関する書類
- (11) 工事施工記録写真（工事受注者の工事写真等含む。）
- (12) 工事監理報告書
- (13) その他必要な書類・帳簿等

24. 監理業務委託完了後の対応について

受注者は、監理業務完了後においても、次に示す対応をしなければならない。

- (1) 工事完成図書において疑義等が生じた場合、回答に協力しなければならない。
- (2) 各検査時において疑義等が生じた場合には協力しなければならない。

25. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項、並びに設計図書及びその他の疑義の取扱いは、所管担当課、監督職員及び受注者の協議により定める。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 打合せ等は業務責任者（監理主任技術者）が立ち合うこと。